

関係法令抜粋

○ 学校保健安全法（抄）（昭和三十三年法律第五十六号）

（保健所との連絡）

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

（出席停止）

第十九条 校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○ 学校保健安全法施行令（抄）（昭和三十三年政令第百七十四号）

（保健所と連絡すべき場合）

第五条 法第十八条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十九条の規定による出席停止が行われた場合
- 二 法第二十条の規定による学校の休業を行つた場合

（出席停止の指示）

第六条 校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

（出席停止の報告）

第七条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めると

ころにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

○ 学校保健安全法施行規則（抄）（昭和三十二年文部省令第十八号）

（感染症の種類）

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一～三（略）

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二～三（略）

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

（出席停止の報告事項）

第二十条 令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもってするものとする。

一 学校の名称

二 出席を停止させた理由及び期間

三 出席停止を指示した年月日

四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数

五 その他参考となる事項

（感染症の予防に関する細目）

第二十一条 校長は、学校内において、感染症にかかっている、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。

3 学校においては、その付近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）（平成二十四年法律第三十一号）

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条

1～6（略）

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

8（略）

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

二 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第四十六条の規定による措置を除く。）を

実施すべき区域

三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要（市町村対策本部長の権限）

2～6（略）

（市町村対策本部長の権限）

第三十六条

1～5（略）

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7（略）

（感染を防止するための協力要請等）

第四十五条

1（略）

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和三十二年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4（略）

◇ 体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点 ◇

◆ 全般における留意点

- 学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、保護者に対して以下の留意点を周知し理解を得ておく。
 - ・ 登校前に健康観察（発熱や咳等の確認）を実施することについて。
 - ・ 発熱や咳等が認められる場合は、登校せず自宅にて休養させることについて。
 - ・ 学校にて発熱や咳等を確認した際には、速やかに帰宅させる対応をとることについて。
 - ・ 学校からの連絡が常にとれる体制を整えていただくことについて。
 - ・ 迎えにきていただくなど協力をお願いすることがあることについて。
 - ※ ホームページやメールマガジンを活用して周知する方法等も考えられる。
- 保護者へスムーズに連絡が取れるよう、複数の緊急連絡先を把握しておく。
- 児童生徒等の健康状態への対応については、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備する。
なお、養護教諭は児童生徒等の基礎疾患等の情報を把握し、全教職員で共有しておくこと。

◆ 登校後、発熱や咳等の体調不良者を把握した場合の留意点

- 保護者連絡等を行う間など、当該児童生徒等を待機させる際には、必要に応じて他者との接触を避けられる部屋等を用意し対応する。
 - ・ 保健室は、基礎疾患等への対応や外科的処置等が必要な児童生徒等が利用するため、必要に応じて保健室以外の別室等を設定すること。
 - ・ 全教職員で連携し対応できる体制を整えること。
- 速やかに当該児童生徒等を帰宅させる。
 - ・ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、保護者等に連絡し迎えに来てもらうようお願いをすること。
状況に応じて、当該児童生徒等のみで帰宅させる際には、帰宅後に当該児童生徒等から学校へ連絡するよう指導し、帰宅したことを確認すること。
 - ・ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、管理職等に連絡し校内で共有すること。
 - ・ 当該児童生徒等に対して、改めてマスクの着用を含む咳エチケットを指導すること。
 - ・ 帰宅する際に電車やバス等を利用する場合は、当該児童生徒等に対して、乗車中に極力声を発しないよう指導すること。
- ※ アレルギー疾患や喘息等（風邪症状等と類似の症状がある疾患等）の持病がある児童生徒等については、健やかな学びを保障する観点等を踏まえつつ、丁寧に聞き取りを行うとともに個別の状況に応じて適切に判断すること（一律に「速やかに帰宅させる」とはしない。）
- 待機場所の環境について、以下の内容に留意する。
 - ・ 2方向の窓等を開ける等、適切な換気を行うこと。
 - ・ 使用者には、適宜、手洗い等の手指衛生を実施するよう指導する。
 - ※ 長時間の待機を想定していないため、待機場所にベッド等を用意する必要は必ずしもない。
- 症状のある児童生徒等に対してマスクの着用を促すとともに、対応する教職員は、対応の前後に十分な手洗いを行うこと。

○ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、帰宅後の健康状態に留意するよう指導するとともに、健康状態の悪化時に適切に対応できるよう指導する。

◆ 汚染された可能性のあるものへの対応に関する留意点

○ 手で触れる共有部分について

・推奨される薬品・方法にて消毒等を行う。

○ 衣服やリネン等について

・一般的な洗剤で洗濯した後、完全に乾かす。

○ ゴミの取扱いについて

・外科的処置後の廃棄物や、鼻をかんだティッシュ等はすぐにビニール袋に入れ、密閉して捨てる。

※対応時には目・鼻・口もとを触らないようにするとともに、対応後には必ず十分な手洗いを
行う。

◆ その他

○ 保健教育（個別指導含む）について

必要に応じて、ホームページや保健だより等を活用し家や公共の場での過ごし方について指導する。

《参考URL》厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染予防のために」

・家族が新型コロナウイルスに感染した時に注意したいこと

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

・新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○ 平時の保健室での対応について

基礎疾患等への対応や個人の疾患管理、外科的処置等を行う際には以下の内容について留意する。

・間隔（1～2m）をあけた配席で待機させること。

・2方向の窓等を開ける等、適切な換気をおこなうこと。

※ 個人の疾患管理…喘息の吸入、血糖値の測定等に対する場所の提供や応急処置等

新型コロナウイルス感染症にかかる府立支援学校における留意事項（令和3年5月10日時点）より抜粋

【Ⅲ 児童生徒等の指導時】

2 児童生徒等の心身の状況の把握、心のケア

（1）心身の状況の把握

新型コロナウイルス感染症に関わって、児童生徒等の心のケアが重要な課題となっていることから、担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握する。

（2）心のケア

学校医と連携した健康相談等の実施や、臨床心理士等による心理面からの支援など、関係教職員がチームとして組織的に対応する。

4 学校生活における生活指導・支援等に関して

（1）身体介助時の工夫

- ① 児童生徒等に対する身体介助の場面では、状況（活動内容、時間、児童生徒等の障がいの状況等）に応じて、適切に个人防护具を利用する。

【个人防护具】

- ・ 口・鼻の粘膜を防護するとき → マスク
- ・ 衣服を防護するとき → 防護服（ガウン、エプロン等）＊袖のあるものが望ましい
- ・ 飛沫が目に入りそうとき → アイシールド、ゴーグル等
- ・ 顔、目、口、鼻の粘膜を防護するとき → マスク、フェイスシールド
- ・ 湿性物質に触る可能性があるとき → 手袋（個人の対応時）
＊複数の児童生徒等に対応する場合は、手袋を利用せず、その都度、手指消毒する。

- ② 感染リスクの高い手のひらや指ではなく手首、肩、体幹等を支持して行うことが望ましい。

＊特に、手首を支持する際には、無理やり引っ張っている等の誤解が生じないよう、保護者等に予め感染防止の為の対応であることを説明し、承諾を得ておく。

（2）トイレ介助

- ① おむつ交換時は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、エプロン等を必要に応じて着用する。
- ② おむつ等の廃棄は、蓋のあるごみ箱に入れる。
＊ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。
（使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で消毒を行う。）
- ③ トイレを同時に使用する人数を制限する。（できれば児童生徒等一人ずつとし、密集を避ける。）
- ④ 換気扇を常時回す等、トイレを換気する。可能な限り2方向の風の通りを確保する。
- ⑤ トイレの清掃・消毒方法
多くの児童生徒等が手を触れる箇所は、1日1回、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う。

トイレ消毒の8箇所：ドアの取っ手、洗浄レバー・ボタン、ペーパーホルダー、蛇口、手すり、洋式便器のふた、便座、スイッチ

(3) 歯磨き指導

新型コロナウイルス感染症はもとより、様々な感染症や疾患の予防になる基本的な生活習慣であるとの認識のもと、口腔衛生の重要性を踏まえた感染リスクや口腔の清拭やうがい等を含む実施の方法等について、保護者と十分に相談をしたうえで障がい特性や行動特性等を鑑み、個々に判断すること。

洗面所を、同時に、複数人で使用することにより、クラスターが発生した可能性があると考えられるケースがあることから、歯磨きの実施にあたっては、次の点に留意すること。

- ① 洗面所は、同時に、複数人で使用しないこと
- ② 他の児童生徒との身体接触がないよう、十分な間隔をとること
- ③ 後方、側方からの介助やマスクとフェイスシールドの併用等、介助方法について工夫すること

【V 医ケア児への対策及び医ケア実施時の対策】

医療的ケアが必要な児童生徒等については、日頃の感染症対策を適切に行うことに加え、主治医の見解をふまえ、保護者と十分に相談したうえで、安全に十分配慮して学校内での感染リスクの軽減に努める。

1 基本的な考え方

(1) 登校時の体調把握の徹底

登校時の健康観察において体調を記録し、後日の振り返りにおいても確認できる体制をとる。

(2) 校内の環境及び体制整備

- ① 校内の医療的ケアにかかる消耗品等（教員用マスク、消毒用エタノール、手袋、ガーゼ等）の在庫状況を把握しておく。
- ② 医療的ケア実施の際には、以下の感染予防策を徹底する。
 - ・ 医療的ケア実施前後の手洗いの実施。
 - ・ 定期的な換気を行うにあたっては、可能な限り、常時、2方向の窓を同時に開ける。また、常時行うことが困難な場合は、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開することとし、児童生徒等の体温が下がらないよう、衣服等で体温の調節を行う。
 - ・ 分泌物（痰、唾液や鼻汁等）を拭く頻度が高い児童生徒等に対応する場合は、医療的ケアの実施者を限定し、多数の者が対応しない体制とすることが望ましい。
 - ・ 医療的ケア実施者が体調不良を呈した場合、当該実施者は医療的ケアの実施を中止し、直ちに管理職に報告して、その後の行動（勤務継続、早退等）について確認する。
 - ・ 医療的ケア実施時に分泌物が衣服に付着した場合には、直ちに更衣する。（教職員も児童生徒等も）
 - ・ 装着した手袋を外す場合には、外側に触れないよう注意する。
 - ・ 学校が所有しているパルスオキシメーターを複数の児童生徒等に使用する場合は、その都度、機器の消毒を行う。
 - ・ 状況に応じて、個人防護具を検討する。

(3) 主治医及び保護者との連携

- ① 主治医及び保護者から情報を得て、リスクの高い児童生徒等を把握する（体質的な易感染性、呼吸機能低下、ステロイド薬や免疫抑制剤の使用等）。
- ② 登校に際して、特に注意すべき点等について、主治医に確認するよう保護者に依頼する。
- ③ 特に基礎的な疾患のある児童生徒等の場合、感染リスクが存在することを保護者に丁寧に説明し、『慎重に判断すること』を伝える。

- ④ 感染状況の変化によっては、今後も消耗品等の不足が想定されることから、代替の方法を相談することを保護者に伝えておく。
- ⑤ 救急患者の受入れを一部制限している医療機関があり、また、救急車要請に即座に応じることができない状況も出てきていることから、地域の感染状況や医療体制について、保護者とともに情報収集し、緊急時の対応について、定期受診等の際に主治医に相談・確認しておくなど、保護者と主治医等との連携を深めること。

(4) 学校医との連携

- ① 地域の感染状況（大阪府新型コロナ警戒信号）によって、学校医等に相談の上、防護服や実施方法等、対応を検討する。
- ② 当該児童生徒等の個別に留意すべき事項について、学校医に相談し、保護者とも共有しておく。
- ③ 学校医や関係医療機関と連携を密にし、体調に異変がある場合や学校生活の判断が困難な場合等に相談・協力できる体制を整備する。

(5) 給食時の介助 * 食事の際は分泌物が多くなるので、より慎重な対応が必要。

給食時に介助が必要な場合は、介助の合間に介助者が食事をすることは避け、マスクを外さず、介助に専念する。

(6) 健康観察

医療的ケアを必要とする児童生徒等の健康観察においては、顔色や唇、口腔周囲の状態（チアノーゼや排痰等）から体調を把握することがあること、また、マスク着用により息苦しさを呈することがあること等から、マスク着用については、マウスシールドを代替使用する等、保護者と十分相談する。

2 実施行為ごとの具体的な実施体制

(1) 吸引（口腔・鼻腔内・気管カニューレ内）

- ① 吸引は、飛沫が発生することから、教室内（もしくは別室）に実施スペースを設ける。
- ② 吸引を行う場合は、実施者を限定することを基本とする。
- ③ マスク、手袋は必ず着用する。防護服、フェイスシールド等を着用することが望ましいが、防護具の使用については、児童生徒等の実態（むせこみ、咳込み等の有無）から感染のリスクを判断し、個々に対応する。
- ④ 使用後の手袋は裏返しにし、蓋つきのごみ箱（もしくは密閉できるもの）に廃棄する。
- ⑤ 防護服を使用する場合は、該当の児童生徒等専用とし、使用後はハンガーにかけるなどして、人が触れることのないようにしておく（可能であれば、使用後は風通しの良い場所に干す、又は日のあたる場所に干す）。
- ⑥ フェイスシールド（またはアイシールド、ゴーグル等）を使用する場合は、ケアごとに新しいものを使用するか、ケアごとに次亜塩素酸ナトリウム等による消毒を行う。
- ⑦ 吸引で使用した防護服は、素材に応じて学校内で洗濯または消毒、あるいは、その両方を行う。

(2) 経管栄養

- ① 経管栄養を行うことで、口腔・鼻腔・気管カニューレ内の喀痰等分泌物が増加することが予測されることから、各児童生徒等の主治医の見解をふまえ、保護者と十分に相談したうえで、感染リスクの軽減に努める。
- ② 経管栄養を行う場合は、感染リスクをおさえるため、教室内（もしくは別室）に実施スペースを設けることが望ましい。
- ③ 経管栄養を行う場合は、可能な限り実施者を限定する。
- ④ マスクは必ず装着する。その他の個人防護具の使用については、例えば、手袋を装着するとシリンジの操作がしづらくなるなど、安全を確保できないこともあることから、児童生徒等の実態（分泌物の有無等）に応じ

て感染のリスクを判断し、個々に対応する。

(3) 吸入

- ① 吸入を行うことで、飛沫が発生することから、各児童生徒等の主治医の見解をふまえ、保護者と十分に相談したうえで、調整が可能な場合は、学校内での吸入は控えることも含め、感染リスクの軽減に努める。
- ② 吸入を行う場合は、吸引スペースを設けて実施する。
- ③ 吸入器の継続的な保持が必要な場合（生食水の吸入により排痰を促す等）は、フェイスシールド（もしくはゴーグル等）及び防護服を着用する。

(4) その他のケア

主治医の意見をふまえ、保護者と十分に相談したうえで、感染症対策を講じて実施する。

(5) 医療的ケア器材の取扱い

- ① 血液・体液・分泌物・排泄物等で汚染した使用済み器材は、皮膚・衣服・他の環境を汚染しないよう取り扱う。
- ② 血液・体液・分泌物・排泄物等で汚染した器材を取扱う時は、手袋やエプロン等个人防护具を装着する。
- ③ 再使用可能な器材は、次のケアに安全に使用できるように、適切な洗浄・消毒・滅菌方法を選択し、確実に処理をしてから使用する。
- ④ 使い捨ての物品は適切に廃棄する。
- ⑤ 汚染された器材や環境に接触した後は手指衛生の励行に努める。

児童生徒・保護者のケアのために

大阪府教育庁 小中学校課 令和5年1月

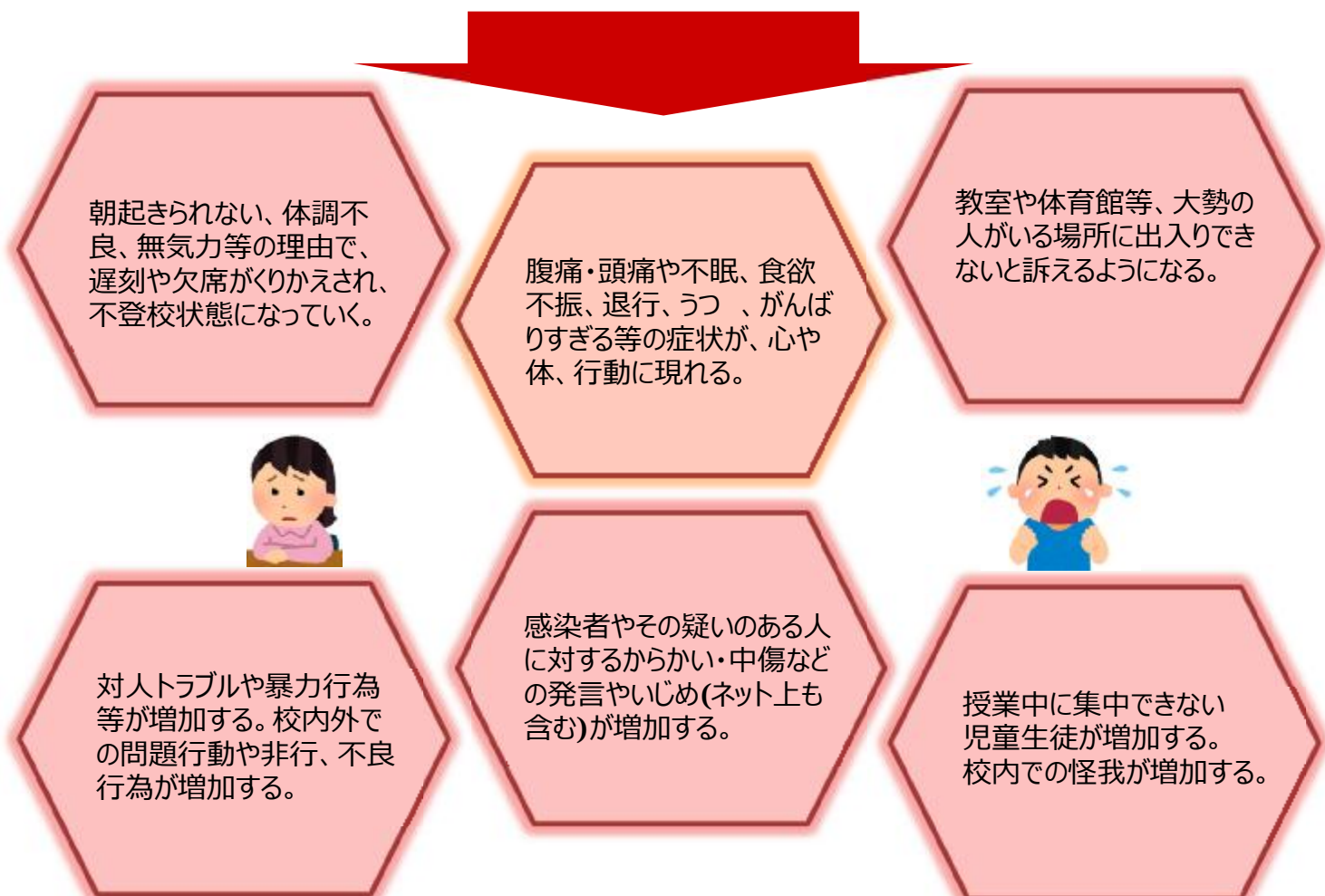
はじめに

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、府内全域の学校では、家庭及び児童生徒の日常生活が大きく変わる事態となりました。子どもたちのこころや体にも影響が出ていると考えられます。児童生徒が安心・安全に学校生活を送るための留意点をまとめました。

児童生徒の状況 と 想定されるリスク

児童生徒は現在、このような状況にあることも予想されます。

外出や友だちと遊ぶことができない等満足な活動ができずストレスを抱えている。	社会全体のウイルス感染の状況を報道等の影響を受け、本人も保護者も不安を感じている。	睡眠や食事等の基本的な生活習慣に乱れが生じ、学習習慣や運動する機会が失われている。	家庭で過ごす時間が増える中で、テレビやインターネット、ゲームへの依存傾向が高くなっている。
友人との接触やコミュニケーションが制限される中で、友人関係の維持に不安を覚えている。	保護者が仕事に出て、家に一人であることが多く、寂しい思いをしたり、食事が満足に摂れない状況がある。また保護者の収入が不安定になり、生活が困窮している。	在宅勤務等、保護者の働き方が変わり、保護者との関係や、家庭内での保護者からの暴言・暴力・面前DVなどの虐待に悩んでいる。	



上記のようなことが、どの学校でも、どの子にもおこる可能性があります

児童生徒・保護者のケアを適切に行うために学校ができること

配慮が必要な児童生徒への対応

- ・リスクが高い児童生徒の状況把握
- ・そのうち、個別対応が必要な児童について、**SC**、**SSW**と連携し、具体的な支援方策の共有や役割分担を行うケース会議をもつ。

児童生徒への声かけ等についての確認

- ・児童生徒がみせる言動やサインに対し、教員がどのように寄り添うか、また気を付ける点(話の聞き方、声かけの仕方、教室等で話す内容等)について、**SC**等専門家の助言を受ける。

生徒指導事案や各種相談に対応する連絡体制・チーム支援開始のフローチャートの確認

- ・いじめや問題行動、非行等がおきた場合の対応
- ・児童生徒、保護者、教員から感染に対する不安等の相談があった場合の対応
- ・児童生徒に気になる兆候が見られる場合の対応
腹痛、頭痛、不眠、食欲不振等の身体症状
無気力、集中力低下、退行等の精神症状、
ふざける、落ち着かない等、普段見られない行動
不定愁訴、継続的・断続的な遅刻や欠席 等

以下の点を必ず確認しましょう

- こどもの不安を理解した上での具体的な対応方法
(例：ふざけている行為に対しては、落ち着いた口調でその行為がだめなことをはっきりと伝える 等)
- どのような情報を伝えるのか
- 誰(どこ)に報告し、誰(どこ)が意思決定するのか
- 家庭との連絡方法や個別支援の方法
- 学童保育、子ども家庭センター、福祉部局等関係機関や **SC**・**SSW** 等の専門家との連携方法

児童生徒・保護者に、学校が安心・安全な場所であることを発信しましょう

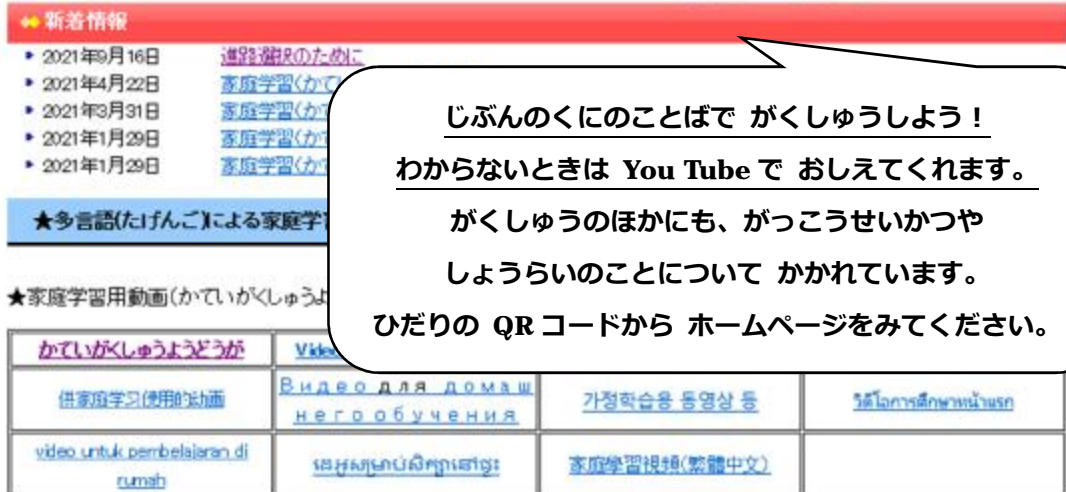
- ・集会や教室での講話で、学校の感染予防策を説明し、学校が安心・安全な場所であること、またコロナウイルスとは何か、自分の身を守るためにどうすればよいかを伝えて、児童生徒と教職員全員で確認しましょう。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭等から、児童生徒に対し、こころや体におこるストレス反応やその対処法、また学校の教育相談体制について説明するなどして、いつでも、何でも相談できることを、児童生徒に伝えましょう。登校開始後の不安や悩み等を把握するためにも、生活アンケートの実施も検討しましょう。
- ・保護者に対しても児童生徒に伝えたことをお知らせの配付等で周知しましょう。その際、児童生徒の変化に対する対処法、学校の相談体制、各種相談窓口等も周知しましょう。また、今後も感染症対応等について定期的に情報提供する旨も伝え、保護者の不安を軽減するよう努めましょう。

児童生徒の状況を教職員全体で共有する機会をもちましょう

- ・登校開始当初はできるだけ毎日、情報共有を行いましょ。単に情報共有を行うだけでなく、生徒指導担当や養護教諭、**SC**や**SSW**等の専門家の意見を求め、定期的に学校全体の方針も確認しましょう。
- ・クラスごとに気になる子のリストを作成するなど、少ない負担で効果的に情報共有できるよう工夫しましょう。

事案等があった場合は、迅速にチーム対応を進めましょう

- ・事案、児童生徒や教員の感染、児童生徒の気になる言動等を把握したら、事前確認した流れに基づいて対応を進めましょう。一人で「これぐらいなら大丈夫」などと判断せず、必ず複数で情報を共有しましょう。
- ・想定外の事態で、対応に悩むことは当然です。教員自身が自分のメンタルヘルスを常にチェックし、教員間で助け合って対応するとともに、対応がわからない時はためらわず専門家等に相談しましょう。



じぶんのくにのことばで がくしゅうしよう!
 わからないときは You Tube で おしえてくれます。
 がくしゅうのほかにも、がっこうせいかつや
 しょうらいのことについて かかれています。
 ひだりの QR コードから ホームページをみてください。



げんご	URL	QR コード
やさしい日本語	http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-nihongo.html	
英語 English	http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-eng.html	
ポルトガル語 Português	http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-pol.html	
ベトナム語 Tiếng Việt	http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-vet.html	
中国語 中文	http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-chu.html	
ロシア語 русский	http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-rosia.html	
韓国・朝鮮語 한글	http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-kankoku.html	
タイ語 ไทย	http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-tai.html	
マレー語 Bahasa Melayu	http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-maly.html	
クメール語 ខ្មែរ	http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-kmer.html	

※上記(じょうき)の言語(げんご)ごとの翻訳(ほんやく)については大阪(おおさか)大学(だいがく)・人間(にんげん)科学(かがく)研究科(けんきゅうか)及(およ)び言語(げんご)文化(ぶんか)研究科(けんきゅうか)を始めとする学生(がくせい)・大学(だいがく)院生(いんせい) (留学生(りゅうがくせい)含(ふく)む) のボランティアの方々(かたがた)の支援(しえん)により作成(さくせい)されています。
 大阪府(おおさか)教育(きょういく)庁(ちょう)市(し)町(ちょう)村(むら)教育(きょういく)室(しつ)小(しょう)中(ちゅう)学(がく)校(がっこう)課(か) 進路(しんろ)支(し)援(えん)グ(グ)ル(ル)ー(ー)プ 06-6941-0351(内線(ないせん)5484)

教職員のみなさまへ

大阪府教育庁 小中学校課

新型コロナウイルス感染症に伴う差別等について考える教材及び学習指導案について

世界中で新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。未知のウイルスに対する不安や感染に対する過度の恐れが、様々な場面で、偏見・差別を生み出す状況となっています。しかし、感染者やその家族、医療従事者、また、特定の国や地域の人々等に対する偏見・差別は人権侵害であり、絶対に許されないことです。

学校では、正しい知識に基づき、偏見・差別が生じない取組みを進めることが必要です。

そこで、府教育庁では、今般の感染症に伴う偏見・差別について、子どもと一緒に考えることができる教材及び学習指導案を作成しました。

各学校において、子どもの状況に応じて、ご活用いただければ幸いです。

学習指導案

番号	タイトル	ねらい	対象
1	あなたなら どうする？	子どもたちが、新型コロナウイルス感染症についての悪口やいやがらせ等を互いにしないようにするために、自分ができることを考える。	小学校 低学年
2	泣いた園長先生	新型コロナウイルスに感染しないための正しい情報を確認し、偏見・差別を防ぐため、自分ができることを考える。	小学校 高学年
3	3つの感染症 - 人の心の中の意識 -	新型コロナウイルス感染症の「3つの連鎖」を断ち切るために、自分ができることを考え、行動につなげようとする。	中学校




(大阪府ホームページ)

URL http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/zinken/jinken_kyouzai.html

QRコードはこちら⇒



関連資料

「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」 「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～ 振り返りシート」 (日本赤十字社) https://www.jrc.or.jp/volunteer-and-youth/youth/news/200416_006157.html	
大阪府人権白書 ゆまにてなにわ (大阪府) https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/work/humanite_35.html	
動画「ウイルスの次にやってくるもの」(日本赤十字社)【3分17秒】 https://www.youtube.com/watch?v=rbNuikVDrN4	

保護者のみなさまへ：以下のメッセージをお子さまに読んでいただきますようお願いいたします

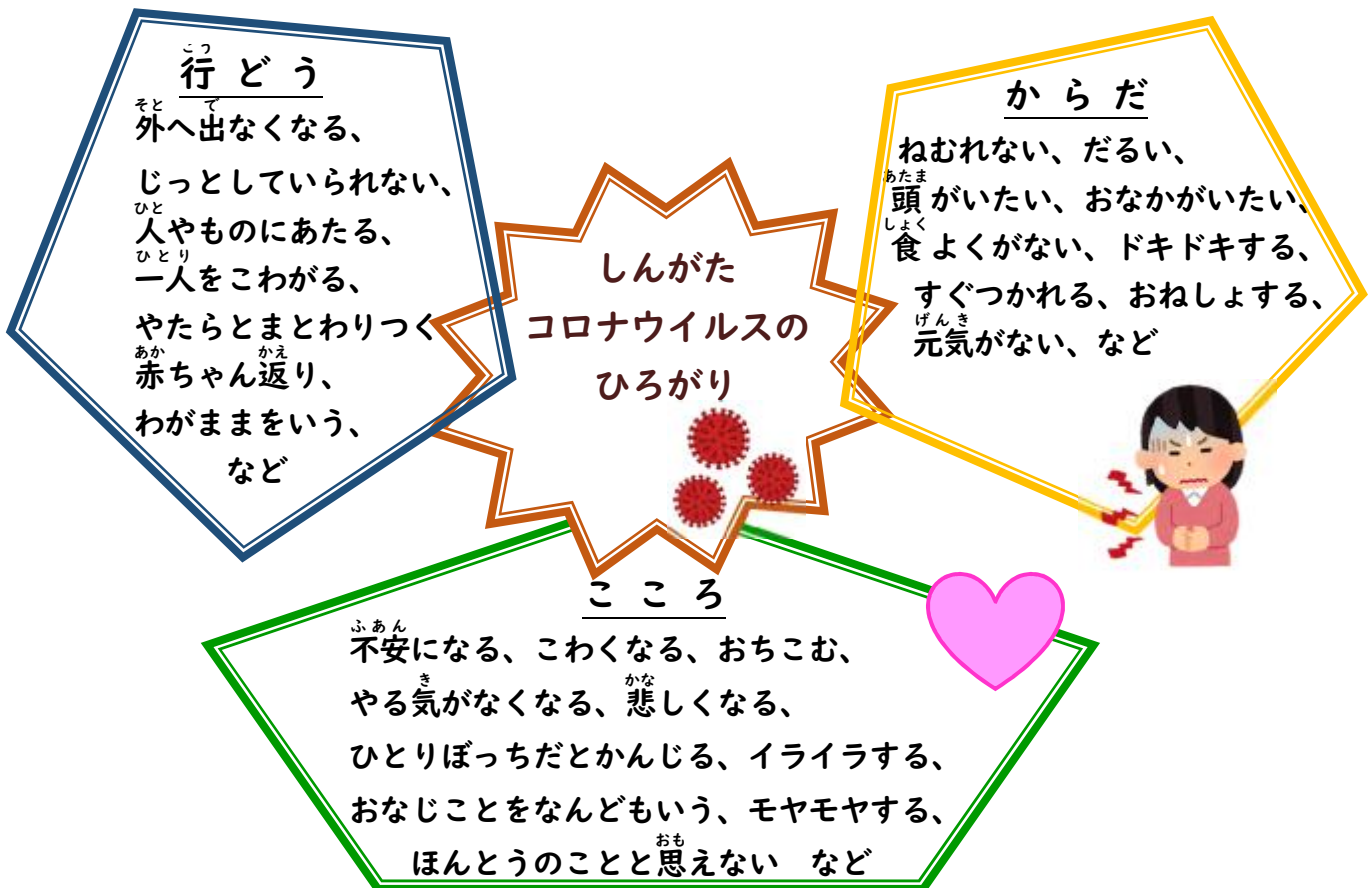
幼稚園、認定こども園の園児・保護者のみなさんへ

— カウンセラーからのメッセージ —

みなさん、こんにちは。

しんがたコロナウイルスのびょうきが広がって、園に行けない日が続いています。
今までとはちがう毎日に、どうしてよいかわからなかったり、こまったりしていませんか？
こころのせんもん家といわれる私たちから、メッセージをおつたえします。
おやくに立てばうれしいです！

今の生かつのなかで、私たちはストレス(いやな気持ち)をかんじるかもしれません。
そのストレスは、おもに、からだ、こころ、行どうの三つにあらわれてくることがあります。



一つ一つのストレスは小さなものでも、たくさんかさなると大きなストレスになります。



では、どうすればよいのでしょうか？

☆ウイルスたいさく

①てをあらおう ②いえですごそう

☆ストレスたいさく



せい 生かつをととのえる

いつもどおりにねて、おきよう。ごはんをしっかりとべよう。からだをうごかそう。いえでたくさんあそぼう！

リラックス

しんきゅうやストレッチ、あたたかいおちゃをのむ。ほんをよむ、えをかくなど、すきなことをしてみる。

コミュニケーション

かぞくとおしゃべりしよう。でんわで友だちとおしゃべり。こま困ったことは、かぞくにきこう。先生にでんわしてきいてもいいよ（下に番ごうがあります）

ほごしゃ 保護者のみなさんへ

*今まで経験したことがないことに出あったとき、からだの調子や気もち、行動が、いつもどおりではなくなることは自然なことです。

*こどもが、「ウイルスごっこ」のような遊びをすることがあります。こどもなりの不安な気もちのあらわれです。強くしからず、温かく見守ってください。

おや
親もストレスを感じるよ

おとな
大人もストレス対策を！

いっしょ
一緒に〇〇しよう

こどもなりに
がんばっている

やめなさい！

いちにちはや早く園でみんなとすごす日がくることをねがっています。

なやみや不安なことがあれば、園に相談してください。

また、次のように相談できる場所もありますので、ぜひ活用してください。

● 幼稚園・認定こども園の電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

● 『すこやか教育相談24』 電話：0120-0-78310(無料) 24時間対応の電話相談窓口です。

● 『すこやか教育相談』大阪府教育センター

「さわやかホットライン」(保護者からの相談) 電話：06-6607-7362 Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

月曜日～金曜日 9:30～17:30 (祝日・年末年始は休みです)

Eメール相談・FAX相談(06-6607-9826)：24時間窓口設置 (但し回答は後日)

● 〇〇市町村 相談ダイヤル 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〇曜日～〇曜日 00:00～00:00